埴輪トレーディングカード頒布事業
企画提案募集要領

１．業務の名称

埴輪トレーディングカード頒布事業

２．業務の目的

群馬県は、国宝及び国重要文化財に指定されている埴輪の約４割が出土するなど、質・量ともに「日本一の埴輪王国」です。群馬県公式はにわガイドブック「ＨＡＮＩ-本（ハニぼん)」には、県内出土埴輪２００体が掲載されており、８月には、このうち１８体をデザインした埴輪トレーディングカード（ＨＡＮＩトレカ）を県で制作・配布（全１８種類・合計５万枚）しています。

本業務は、ＨＡＮＩトレカの頒布（制作・販売）を行うことで、群馬県が誇る埴輪を、幅広い世代に親しんでいただくことを目的とします。

３．事業の内容

別添「仕様書」のとおり

４．契約期間

契約締結の日から、令和９年３月３１日（水）まで（予定）

５．応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこととします。また、複数事業者による共同企業体としての参加も可能とします。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

②国税及び地方税等を滞納しているものでないこと。

③破産宣告を受け復権していない者でないこと。

④銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑥群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

⑦法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

⑧業務実施にあたり資格等が必要な場合は、適切に保有していること。

６．スケジュール

（１）企画提案の募集開始　　令和８年１１月１１日（水）

（２）質問受付期限　　令和８年１１月１８日（水）正午　※詳細は、下記７のとおり
（３）企画提案提出期限　令和８年１１月３０日（月）正午　※詳細は、下記９のとおり
（４）優先交渉者決定・通知　令和８年１２月上旬（予定）　※詳細は、下記９のとおり

７．質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

（１）受付期限　令和８年１１月１８日（水）正午まで（必着）
（２）質問様式　質問書（様式１）
（３）質問方法　電子メール（必ず電話にて着信確認を行ってください）
※件名を「ＨＡＮＩトレカ事業に係る質問」としてください。
（４）提出先 下記８（３）に同じ。
（５）その他 質問に対する回答は、令和８年１１月２０日（金）までに質問者へ電子メールにより行います。

８．応募の手続き等

（１）提出書類
ア 企画提案書表紙（様式２）
イ 企画提案書本体（任意様式）
ウ 業務実施体制表（様式３）
・本業務における実施体制、類似業務の実績等を記載してください。
エ 収支見積書（任意様式）
・頒布に係る収入（売上）、支出の見積額及び積算内訳を記載。積算内訳は、可能な限り詳細に記載してください。
オ 提案事業者の概要がわかる資料（パンフレット、ＨＰの URL 等）
カ その他、提案内容に関して必要な資料
キ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第７条関係）（様式４）
ク 課税（免税）事業者届出書（様式５）
※すべて押印不要
（２）提出方法・提出期限
ア 提出方法 下記（３）の提出先あて、電子メールにより提出してください。
※電子メールにより提出した後は、必ず電話にて着信確認を行ってください。
※１通あたりの最大添付ファイル容量は５ＭＢです。データ容量が大きいため電子メールでの送付ができない場合は、下記（３）までご連絡ください。
（群馬県からファイル共有システムのＵＲＬを送付します）
イ 提出期限 令和８年１１月３０日（月）正午必着
（３）提出先（お問い合わせ先）
〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 18 階北フロア
群馬県 地域創生部 文化遺産課 埋蔵文化財係
電話 ０２７－２２６－４６９６
メール bunkai（アットマーク）pref.gunma.lg.jp
※「(アットマーク)」を@に置き換えて送信してください。

（4）提出書類の取扱い

・提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

・提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮を行います。ただし、提出書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）、群馬県情報公開条例（平成１２年６月１４日条例第８３号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる場合があります。

（5）その他注意事項

・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。

・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡ください。

9．審査

提出された書類に基づき審査し、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定します。

（1）審査方法　提出書類をもとに書類審査を行います。

なお、審査は非公開とし、内容の照会等には対応いたしません。

（2）審査結果の通知　令和８年１２月上旬を目途に、応募者全てに電子メールにより通知します。

（3）審査項目・評価基準

審査項目	評価基準
事業全体の運営に関すること	・事業の趣旨を理解したものか。
企画提案内容に関すること	・埴輪の魅力や文化的価値を広く発信するためにふさわしい企画提案となっているか。 ・効果的な頒布戦略となっているか。 ・提案者の個性を活かした、話題性のある斬新な企画提案となっているか。 ・群馬モデルとして、他県のモデルとなる特色のあるものか。
実施体制に関すること	・円滑、効果的な業務運営が行える体制となっているか。 ・類似業務の実績は十分か。 ・発注者からの要望・指示に速やかに対応できる体制となっているか。
頒布価格・費用に関すること	・適正な頒布価格となっているか。 ・費用の積算は適切か。過度に経費の高い項目はないか。

１０．契約

・応募内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容は、群馬県との交渉で決定します。

・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。

・契約に当たっては、群馬県の「物品等購入資格者名簿」に登載されていない者には、「法人登記

簿謄本の写し」、「決算書の写し」、「県税完納証明書」等の書類の提出を求めることがあります。
・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を示したうえで、見積書の提出をお願いします。
・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
・本業務により製作された成果物に関する全ての権利（著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属するものとします。
・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等を行う場合があります。また、本事業に関する証拠書類は、事業終了後５年間の保存をお願いします。

１１．要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、決定します。